

様式第6号

請 書



- 1 件 名 : _____ 邸 応急修理業務
- 2 履行場所 : 輪島市 _____
- 3 履行期間 : 令和5年 _____ 月 _____ 日から令和5年 _____ 月 _____ 日まで
- 4 契約金額 : 金 _____ 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 第 _____ 号

輪島市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

輪島市長 坂 口 茂 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

輪島市長 坂口 茂 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 修理見積書（写）
- ・ 修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告 》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告 》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

輪島市長 宛

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）

② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	第	号
申込者		

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？）
- り災証明書（写し）
- 修理前の被害状況が分かる写真**
- 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
- 資力に関する申出書
→ 借家の場合 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
- 住宅の被害状況に関する申出書

【対象者要件】

○ 「被害の区分」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）

- 全壊 大規模半壊 中規模半壊
- 半壊 準半壊

○ 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はありますか？

- 利用しない 申請している

【修理見積書依頼状況】

- 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者

(参考様式)

令和 年 月 日

申 立 書

輪島市長 坂口 茂 様

(施工業者)

住宅の応急修理の依頼を受けましたが、すでに（着手 ・ 完了）しており、（施工前 ・ 施工中）の写真が撮影できませんでしたので、下記のとおり申し立てます。

記

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 修理前の状況

5 修理の内容

※4・5については図面（略図でも可）に該当箇所と内容を示すこと